

第 6 号

(10月 4 日)

令和6年

熊本県議会9月定例会会議録

第6号

令和6年10月4日（金曜日）

議事日程 第6号

令和6年10月4日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第64号) 質疑 討論 議決

委員会提出議案の上程(第1号から第4号まで)

質疑 討論 議決

議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君

城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君

岩 下 栄 一 君
前 川 収 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事	木 村 敬 君
副 知 事	竹 内 信 義 君
副 知 事	亀 崎 直 隆 君
知事公室長	内 田 清 之 君
総 務 部 長	小 金 丸 健 君
企画振興部長	富 永 隼 行 君
理 事	阪 本 清 貴 君
理 事	府 高 隆 君
健康福祉部長	下 山 薫 さん
環境生活部長	小 原 雅 之 君
商工労働部長	上 田 哲 也 君
観光戦略部長	倉 光 麻里子 さん
農林水産部長	千 田 真 寿 君
土 木 部 長	宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者	川 元 敦 司 君
企 業 局 長	深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 管 理 者	平 井 宏 英 君
教 育 長	白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長	宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 事 務 局 長	城 内 智 昭 君
監 査 委 員	藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	波 村 多 門
事務局次長 兼総務課長	本 田 敦 美
議 事 課 長	富 田 博 英
議事課長補佐	岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長（山口裕君） これより本日の会議を開きま

す。

日程第1 各常任委員長報告

○議長（山口裕君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月25日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第40号まで、第62号及び第63号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係1議案、請願1件及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、介護現場における勤務環境改善のための取組として、介護施設等が行う介護ロボット、ICT機器等の導入費用への助成に要する経費等、4億3,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,628億2,100万円余であります。

病院局の9月補正予算は、こころの医療センターにおける新興感染症対策の改修工事に要する経費、2,000万円余の増額補正であり、補正後の資本的収支の予算総額は4億700万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、介護職員勤務環境改善支援事業について、介護ロボットやICT機器等の導入支援はよい事業であるが、入浴介助に関しては、事業所の負担が大きく、導入が進んでいないため、事業所の負担軽減等、導入を促進する施策を講ずることはできないか、また、入所者の見守り機器を導入したものの、誤作動が多く、あまり使用されていないというケースもあるようだが、どのような対応を取るのか教えてほしいとの質疑があり、執行部から、入浴介助に係る介護ロボット等も補助対象となっており、経費の4分の3は国、県で補助しているので、事業者には計画的に導入を進めてほしいと考えている、また、導入後の活用については、今年度、国の事業を受託した公益財団法人介護労働安定センター熊本支部において、介護ロボット導入支援等を行っており、また、来年4月からは、県で介護生産性向上総合相談センターを設置し、資金面の支援だけではなく、好事例の紹介など、現場で有効に活用されるよう、しっかりと伴走型で支援を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、入浴介助について、自己負担が4分の1あり、事業者からはなかなか手が挙がらないが、職員の負担軽減や腰痛予防のためにも、このような介護支援機器を事業者積極的に導入してもらえよう、支援を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、へき地医療施設運営費補助について、今回の増額補正は、小国公立病院における僻地医療の先進事例への助成であるが、県内で

僻地医療を担う施設はどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、僻地診療所が15か所、僻地歯科診療所が1か所、僻地医療拠点病院が8か所ある、今回全国のモデルとなる小国公立病院の事例は、他の医療機関にも情報を提供する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、新事業であるケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業について、この事業は、ケアプランデータ連携システムの導入等により、業務改善に取り組む介護事業所等を支援する市町村を助成するものであるが、現在どのくらいの市町村が事業への参加を希望しているのか、また、ケアプランデータ連携とはどのようなものかの質疑があり、執行部から、全市町村に事業参加の要望調査を行った結果、5町村から要望があっている、また、ケアプランデータ連携とは、それぞれの事業所で異なる介護ソフトを利用しているため、これまで事業所間でケアプランデータのやり取りができなかったのが、厚生労働省が開発したデータ連携システムを使用することにより、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でデータのやり取りが可能となるものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、医療勤務環境改善支援事業に関連して、今後、医師の働き方改革を進めていく必要があるが、医療機関の管理者は、時間外労働上限規制の対象外であるため、管理者に業務のしわ寄せが及ぶのではないかという話をよく耳にする、その結果、患者への影響も懸念されるが、管理者や患者にどのような影響があるのか把握されているかとの質疑があり、執行部から、現時点では管理者からの相談等はないが、相談等があれば真摯に対応したい、また、患者への影響としては、救急医療で影響が出ることが懸念されるため、今年度、救急を担う病院を対象にアンケート

調査を実施した、その結果、救急搬送受入れへの影響があるとする意見の割合はおおむね2割であり、救急搬送受入れ実績も以前と大きな変化はなかったが、引き続き状況の把握に努めたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりでございます。

また、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君） 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係3議案及び報告8件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出をされた商工労働部の9月補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金返納に要する経費等、

2,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて741億4,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

観光戦略部の9月補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金返納に要する経費、7万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は33億5,400万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、旧火の国ハイツ敷地の測量に要する経費に関連して、今後、当該不動産の売却に向けての入札公募等の予定はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、本年度は、旧火の国ハイツの敷地と県民総合運動公園との境界画定のために測量を実施し、令和7年度には土地の鑑定評価等を行い、令和8年度には売却に向けた公募を行う方向で準備を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況説明の中で、本年度から大規模な改修工事に着手するとのことであったが、工事期間中の工芸品の販売等について、どのように計画しているのかとの質疑があり、執行部から、熊本市中心市街地にあるビルの1階のテナントを借りて販売を行い、工房や事務所も代替施設で対応する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、台湾当局も本県との文化交流を望んでおり、伝統工芸館は重要な交流拠点となってくるが、駐車場のスペースが狭く、観光バ

スが入りにくい現在の状況をどのように改善する計画であるのかとの質疑があり、執行部から、今回は内装工事が中心であり、駐車場については今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、部長総括説明の中で、国際サイクルロードレースや国際バドミントン大会等の開催を契機に、本県の魅力の発信につなげることであったが、県内市町村の有する様々な魅力を県がまとめて情報発信するのかとの質疑があり、執行部から、市町村と連携しながら、様々なPR活動を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、このような大会に国内外から来られる方々から、県内全域に来てもらうように情報発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、部長総括説明の中で、JAS M第1工場稼働前後において、周辺の河川水及び地下水について水質調査を行うという話があったが、稼働前の現段階でデータを公表できないかとの質疑があり、執行部から、稼働前後の値を具体的に比較し、専門家の意見を添えて公表する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC第3工場の本県進出への要望に関連して、台湾のTSMC工場では、同じ水を何回も浄化を繰り返して使用した最後のものを排水すると聞いているが、同じ技術を本県でも実施できないかとの質疑があり、執行部から、昨年8月に台湾のTSMC工場を視察し、本年度も台湾への視察を予定しており、今後の工場立地に向け、こうした知見を持ち帰って、使用水の再利用による取水の削減等の提案を行いたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

また、再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係6議案及び報告10件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月補正予算は、令和6年梅雨前線豪雨に伴う災害復旧、赤潮被害を受けた養殖業への支援、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、6億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて760億8,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の無償貸付けについて外5議案であります。

議案等の審査の過程において議論されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、豊かな森林づくり人材育成事

業について、この事業の概要を教えてほしい、また、林業技能検定に係る受検料の助成はどのような内容かとの質疑があり、執行部から、この事業のメニューとしては3つあり、1つ目は、受検料の支援で、実技と学科で合わせて4万円ほどかかるので、半分の2万円を上限として助成、2つ目は、受検者を対象とした研修会への支援、3つ目は、受検者を送り出す林業事業体に対する当検定制度の説明会の開催となっている、なお、今年度の受検者は100人を予定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、部長総括説明にあった農地確保対策と畜産農家の営農継続に向けた取組について、菊池地域においては、半導体関連産業の集積が進めば農地が減少し、農地造成が必要となってくると思うが、農地造成に当たり、誰がどの程度の農地を必要としているか、ニーズに合った農地のマッチングを行う必要があるのではないか、また、どこが事業主体となって整備するか明確にしていくべきではないか、さらに、家畜排せつ物の処理のための農地の確保が難しい場合は、処理施設の建設も検討すべきではないかとの質疑があり、執行部から、当地域における農地整備については、事業の検討に着手しており、今後、農家のニーズとのマッチングを進めていくとともに、並行して規模に応じた事業主体についても検討を進めている、また、家畜排せつ物の処理については、下水道で処理する方法や熊本市のように施設を整備して1か所に集めて処理する方法など、家畜排せつ物の量や対象地域の規模によって、何が適切なのか検討しているところである、県としては、農家が困らないように、スピード感を持って事業の検討を行っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、単県治山事業について、この事業を進めるに当たり、県民の理解を得るために

も、治山施設や砂防施設がしっかりと効果を発揮していることを、もっと積極的に県民にアナウンスしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、林道災害復旧事業について、原形復旧が原則だが、原形復旧ではまた災害が発生するのではないかと懸念される現場が見受けられるので、昨今の豪雨など、災害の発生原因を踏まえた機能強化対策はできないのかとの質疑があり、執行部から、林道災害復旧は、国の災害査定により復旧工法を決定しており、林道を管理する市町村が、査定のとときに根拠を持って国に提案すれば、原形復旧以上の対策が認められる場合があるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係25議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、災害復旧関連、益城町における土地区画整理事業の宅地造成、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、39億9,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,206億8,600万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について外24議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本地震や能登半島地震などでは、道路が命の道として重要な役割を担っているが、橋梁の耐震化についてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、まずは、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模な地震時に致命的な損傷とならないよう落橋防止対策を行い、その次の段階として、損傷を限定的にとどめ、橋としての機能を速やかに回復できる性能を持たせる耐震化対策を進めてきている、現在、これらの対象橋梁は約700橋で、そのうち約70%について対策を終えているが、橋梁の耐震化は多額の経費を必要とするため、国土強靱化予算を積極的に活用しながら進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国土強靱化予算の確保については、議会も一緒になって国へ要望するので、県民の安心、安全のため、橋の耐震化は前倒しして進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、国による国土強靱化実施中期計画の策定に当たって、国から県に対して何らかの作業依頼が行われているのか、これまでの計画

と同様に、県においてもあらかじめ具体的な箇所や金額等の検討が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、計画の策定については、国において規模感や期間を含めた検討が進められていると認識しており、現時点で国から県に対して具体的な作業依頼はなされていない、県としては、計画の早期策定を要望しているところであるが、計画の中身がどのようなになっていくのかを見据えながら、対策が必要な箇所等について、内部で検討を進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、トンネルや橋梁など、対策が必要な箇所がたくさんあると思うので、必要な予算獲得に向けて、準備に取りかかってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、冒頭の部長総括で説明があった熊本都市圏の渋滞対策について、信号制御と連結した交差点改良など、即効性の高い短期的な対策に取り組むということだが、具体的な箇所の想定はあるのか、また、対策後には渋滞が解消されたという科学的なデータを県民に示すとよいのではないかとの質疑があり、執行部から、即効性の高い対策については、都市圏の市町と連携して検討を進めており、年内に可能な限り多くの箇所を示したいと考えている、データの公表については、県民に対して実施箇所をきちんと示し、進捗状況、効果についても知らせるなど、段階的かつ着実に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、建築基準行政費の住宅耐震化の推進については、事業主体である市町村の取組が進むように、市町村に対して丁寧な事業内容の説明などを行っていく必要があると思うが、現在どのような状況なのかとの質疑があり、執行部から、予算議決があればすぐに事業に取りかけられるよう、県では関係規程を作成し準備している、市町村の意見を聴きながら、市町村が速やかに取り

組んでいけるよう、丁寧に進めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定しました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告5件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、県立高校におけるキャリア教育充実事業に要する経費等、129万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,339億8,500万円余であります。

あわせまして、公立学校教員採用選考考査委託業務に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の9月補正予算は、多良木警察署庁舎設計委託等に係る債務負担行為の変更であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の中の全国学力・学習状況調査では、

本県の中学校は全国平均を下回る正答率が続いているとのことであるが、これに関し、どう分析し、対応していくのかとの質疑があり、執行部から、中学校については、一方的に教え込む授業が多いと感じており、今年度は、授業力向上のための「熊本の学び」プロジェクト校を県内9地域13校に増加させ、学校を支援しながら子供たちの学力向上に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症禍で積極的に行われてきたオンライン教育が、最近では後退していると感じるが、今後、教育のICT化、DX化についてどのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、オンラインの活用等については、コロナ禍で実施してきたGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用による教育の充実に取り組んでいる、今後も、国からの支援を受けながら、授業での活用や校務のDX化、教員の働き方改革等にもつながるような取組をさらに推進していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、オンライン授業に関して、不登校等の子供たちから好評であったと評価があり、メタバースでの交流等を進めていってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、次期教育振興基本計画において、本年10月に、アンケート調査により子供から意見聴取をしようとしているが、これは初めての取組かとの質疑があり、執行部から、今回のアンケート調査は初めての取組であり、こども基本法にも、子供の政策については、子供の意見を聴くと明記されていること、また、県としても、こどもまんなかを掲げていることを踏まえ、実施するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、アンケートの中身については、子供が答えやすいような内容にしてほしいと

の要望がありました。

次に、委員から、警察職員が運転する公用車の交通事故に係る専決処分報告に関連して、職員全体への交通事故に関する指導について、これまでどのような指導を行っているかとの質疑があり、執行部から、職員に対する指導については、首席監察官による巡回指導や、事故発生状況や車両の特性を踏まえた運転訓練等を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、交通法規の順守については、警察が県民に対して指導する立場であり、県警を挙げて交通事故の防止と交通安全意識の徹底を行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、公益財団法人暴力追放運動推進センターの経営状況について、昨年度から最低賃金の引上げがあっているが、そのため経営が厳しくなったというようなことはないかとの質疑があり、執行部から、県からの補助金を含む収入の範囲内において、適正かつ効率的に運営ができるよう努めているところであり、運営に支障は生じていないとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告10件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和6年度9月補正予算は、災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、53億8,200万円余の増額補正であり、補正後の令和6年度の一般会計の予算総額は、8,615億3,000万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例について、年度途中の組織改編は、知事のマニフェストをより効率的、効果的に進めるため、知事の意向を受け、人事課で原案を作成したものと思うが、各部局とのやり取りも行ったのかとの質疑があり、執行部から、この組織改編は、条例に係らない組織改編も含めて、知事の意向を確認しながら、関係部局との協議を重ね、その形を収めんとしたものである、また、年度途中の改編の意図は、知事が新たに就任し、マニフェストを早期に実現できるよう、次年度の当初予算要求について、新たな組織で事業を考え、提案をしていくためであるとの答弁があり

ました。

さらに、委員から、今回、条例改正に係らない組織改正も多く、異動対象者や所属長の負担も大きいと思うが、組織改正は手段であり、知事の思いを組織に反映し、ひいては県民の幸せが今よりも向上するよう、新しい組織体制で隙間なく事業を推進してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県手数料条例の一部改正について、令和6年2月議会での手数料条例の一部改正の際に、関係する県警本部に周知がなされていないなかったため、こういう事態が起こっているという理解でよいかとの質疑があり、執行部から、消防保安課の産業火薬類と県警本部の猟銃用火薬類等の2種類の手続を1つの項目で規定していたが、県警本部も同じ項目で猟銃用火薬類等関係の手数料を徴収していたにもかかわらず、確認が不十分で、消防保安課の産業火薬類の事務が市町村に移譲されたことを根拠に削除したもの、今回は、改めて県警本部の猟銃用火薬類等関係の手数料徴収分だけを改正するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この件は、県民の不利益に準ずるもので、今後はこういうことが起きないように、担当課においては、所管課だけでなく、関係所属にも丁寧に周知してほしいがどうかとの質疑があり、執行部から、当該事案が判明した後、手数料条例の全ての項目を調査し、同様の事例がないことを確認している、今後の改正においては、条例所管課の財政課で関係所属に周知徹底していくとの答弁がありました。

次に、委員から、物価高騰等の影響で、国公立大学の学費の値上げが議論されているが、熊本県立大学においては、そういう議論はあっているのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰の影響で光熱水費に影響が出ているが、現在の授業料収

入と県からの運営費交付金などの収入でやりくりできており、今のところ値上げという話はないとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第1号から第20号まで、第22号から第40号まで、第62号及び第63号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ

て、議案第1号外40件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

この際、議案第21号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長(山口裕君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

○議長(山口裕君) 次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第22号及び第23号を一括して採決いたします。

ただいまの総務、厚生両常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、請第22号外1件は、総務、厚生両常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議案第41号から第61号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号外20件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第64号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

去る9月25日の会議において提出されました知事提出議案第64号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第64号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第64号を議題といたします。

第64号 教育委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号から第4号まで)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号から第4号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号から第4号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

委員会提出議案第1号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 内 野 幸 喜

熊本県議会議長 山 口 裕 様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する
条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

第5条第5項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条（常任委員の任期）第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月15日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

委員会提出議案第2号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 末 松 直 洋

熊本県議会議長 山 口 裕 様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しており、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金については、一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が目標とする3%の賃上げ、物価高騰に全く対応しておらず、私立学校の特色教育を推進する観点からも従前に増す大幅な拡充が急務である。特別補助については、障害のある生徒への介助者、ICT支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。

国による私立高等学校等就学支援金制度を巡っては、拡大する地域間格差の解消等に向け、補助額の大幅な増額や、専攻科生徒への修学支援制度等の更なる充実が求められている。

そのほか、公立学校と同等の全額補助や支援額・補助率の拡充が望まれるPC端末・通信環境等のICT環境の整備、学校施設の耐震化をはじめ近年の記録的な猛暑に対する教室及び体育館の空調・換気設備等の整備など施設の高機能化への対応が必要である。

また、生徒の海外留学、研修・修学旅行等経費への支援拡充、外国人生徒を受入れるための支援拡充も必要である。

こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題の解消には、所管する本県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「質の高い公教育の再生」「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」、私学振興助成法第1条の「私立学校の教育条件の維持及び向上」「修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図られるとともに、ICT環境の整備や学校施設の耐震化、記録的猛暑に対応する空調設備等への支援及び生徒の海外留学等経費への支援拡充、外国人生徒を受入れるための支援拡充等について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 尾 辻 秀 久 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総務大臣 村 上 誠一郎 様

財務大臣 加 藤 勝 信 様

文部科学大臣 あ べ 俊 子 様

委員会提出議案第3号

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会

福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 厚生常任委員会

委員長 高 島 和 男

熊本県議会議長 山 口 裕 様

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書

独立行政法人福祉医療機構が運営している社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「本制度」という。）は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年に社会福祉施設職員退職手当共済法（以下、「法」という。）に基づいて創設された。その後、平成12年法改正により共済契約者を社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に限定された。

本制度の退職手当金支給財源の負担割合は、共済契約者が1/3、国1/3、都道府県1/3となっており、この国及び都道府県を合わせた2/3が公費助成とされているが、他の経営主体とのイコールフットINGの観点から、平成17年法改正により介護分野（高齢者関係の施設・事業）、平成27年法改正により障害分野（障害者総合支援法等に関する施設・事業）の公費助成がそれぞれ廃止された。

一方、保育分野においては、令和3年1月に行われた国の社会保障審議会福祉部会において「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットINGの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて

結論を得ることとする。」とされたところである。

令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」とされ「次元の異なる少子化対策を推進する」とされている。また、幼児教育・保育については量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこととされており、そのためには、保育人材の確保並びに資質向上が必要不可欠である。

このような中、保育分野への本制度の公費助成が廃止となった場合、現在の公定価格ではこれまで積み上げてきた保育士等の処遇改善が維持できなくなり、保育の質の向上はもとより、保育人材の確保が更に困難になるのは明らかである。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様

参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様

内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様

厚 生 労 働 大 臣 福 岡 資 麿 様

内閣府特命担当大臣
（こども政策 少子 三 原 じゅん子 様
化対策）

委員会提出議案第4号

再生可能エネルギー施設等に係る不安解

消及び自然環境との共存を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 西山 宗孝

熊本県議会議長 山口 裕 様

再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書

本県の球磨川流域に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」をはじめ、全国で頻発する豪雨については、地球温暖化の影響があるといわれている。本年度も、列島を猛暑が襲い、最高気温や猛暑日の日数が過去最高となる地点が続出している。

これ以上の地球温暖化を防ぐためにも、国を挙げたゼロカーボンの取組みは必要であり、発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギー施設等の一層の普及は不可欠である。

国は、2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度を創設し、再生可能エネルギー施設の整備を促進され、太陽光発電施設が急速に普及した。

その結果、埋立地や山林等にメガソーラーが開発され、また、住宅、公共施設、学校施設、空地、農地、傾斜地など、様々な場所に太陽光パネルが設置され、自然環境を破壊しているとの声や、老朽化及び災害等で被災した太陽光パネルの危険性や処理等について心配する声が増えてきている。

よって、国におかれては、地球温暖化対策に必要な再生可能エネルギー施設等の普及のためにも、下記の事項について取組を行われるよう強く要望する。

記

1 再生可能エネルギー施設と自然環境との両立

- ・国立公園や水源涵養地など良好な自然環境を保全するため、国立公園区域等の拡大や再生可能エネルギー施設の適地誘導施策の推進等

2 老朽化及び破損した太陽光パネルの管理・処分に係る対応と正確な情報発信

- ・老朽化及び破損した太陽光パネルのリサイクル等の処理体制の整備
- ・老朽化及び破損した太陽光パネルの危険性及び取扱い等に関する正確な情報発信

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

経済産業大臣 武藤 容治 様

環境大臣 浅尾 慶一郎 様

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号から第4号ま

を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号外3件は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和6年10月4日

次のとおり議員を派遣する。

1 第24回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月11日(月)～12日(火)

(4) 派遣議員 増永慎一郎、竹崎和虎、池永幸生、城戸 淳、

前田敬介、南部隼平、
斎藤陽子、立山大二朗、
杉畠ミカ、高井千歳

2 地方議会活性化シンポジウム2024

(1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月29日(金)

(4) 派遣議員 西 聖一、緒方勇二、橋口海平

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

た。

〇議長(山口裕君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年9月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

